

あけぼの苑 利用料金表(令和8年6月1日～)
介護老人保健施設へ入苑(長期入苑)する場合

1.介護保健施設サービス費【基本の部 1割負担(2割負担の方は×2)】(Ⅰ)

*ローマ数字は介護保険法規上の数字に基づいて表記しております。

単位:円

①の従来型料金になるか、②の在宅強化型になるかは月ごとのサービス提供実績により変化します。

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1,027円を掛けた料金となります。

区分	介護度	部屋区分	① 基本型料金(Ⅰ・Ⅲ)	② 在宅強化型料金(Ⅱ・Ⅳ)	備 考
基本 料金	要介護1	個室	736 円/日	809 円/日	
		多床室	814 円/日	894 円/日	
	要介護2	個室	783 円/日	886 円/日	
		多床室	865 円/日	972 円/日	
	要介護3	個室	850 円/日	953 円/日	
		多床室	932 円/日	1,041 円/日	
	要介護4	個室	906 円/日	1,011 円/日	
		多床室	986 円/日	1,100 円/日	
	要介護5	個室	957 円/日	1,068 円/日	
		多床室	1,039 円/日	1,155 円/日	

2.利用者負担料金【基本の部 居住費・食事・雑費】

単位:円

該当者	段階	部屋区分	利用料金	内 容
居住費				
介護保険負担限度額認定書の提示して頂いた方	第1段階	個室	550 円／日	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けておられる方（預貯金が単身1000万以下、夫婦で2000万以下）
		多床室	0 円／日	
	第2段階	個室	550 円／日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で、かつ課税年金収入額と合計所得年金が80万円以下の方（預貯金が単身650万以下、夫婦で1650万以下）
		多床室	430 円／日	
	第3段階①	個室	1,370 円／日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で、かつ課税年金収入額と合計所得年金が80万円以上120万円以下の方（預貯金が単身550万以下、夫婦で1550万以下）
		多床室	430 円／日	
	第3段階②	個室	1,370 円／日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で、かつ課税年金収入額と合計所得年金が120万円以上の方（預貯金が単身500万以下、夫婦で1500万以下）
		多床室	430 円／日	
非該当の方	第4段階	個室	1,740 円／日	第1段階・第2段階・第3段階①②以外の方
		多床室	478 円／日	
食事材料費				
食事費を事務負担して頂いた方の認定書	第1段階		300 円／日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ 内容は第4段階と同じ
	第2段階		390 円／日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ 内容は第4段階と同じ
	第3段階①		650 円／日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ 内容は第4段階と同じ
	第3段階②		1,360 円／日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ 内容は第4段階と同じ
非該当の方	第4段階		1,720 円／日	食事材料費用、調理費用額です。 1日単位の設定となっております。 経管栄養の材料費も同じ扱い。
の対 対象	嚥下困難者用 食材費		57 円／食	
の希 希望	嗜好品費		実費 円／食	希望により間食用の嗜好品を提供した場合
食事管理費				
を 経 持 管 方 参 加 し 養 食	朝食		200 円／食	利用者が食事（経管栄養食等）を持ち込んだ場合は、食事管理の料 金がかかります。
	昼食		250 円／食	
	夕食		270 円／食	
雑費				
出 不 が 要 な い 申 方	日用品費		174 円／日	石鹸・シャンプー・トイレティッシュ・口腔衛生材料（入歯保管ケースを除く）・共用タオル・
	教養娯楽費		100 円／日	クラブ活動費・材料費・行事費

3.介護保健施設サービス費【加算の部 1割負担(2割負担の方は×2)】
(利用者ごとにサービス提供が設定され、実施された際の料金です)

基準条件のもとサービスが提供された場合に、加算される料金を以下に示します。 単位:円

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1.027円を掛けた料金となります。

区分	加算名称	利用料金	内 容
利用者ごとに設定される利用料	初期加算(Ⅰ)	61 円/日	入所後30日に限る。但し急性期医療機関を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した場合に加算
	初期加算(Ⅱ)	30 円/日	入所後30日に限る。
	外泊時加算	371 円/日	外泊をした場合、外泊初日と最終日を除いて、基本料金に代えて左記の金額となる。(ただし月6日まで)
	外泊時加算(在宅サービスを利用する場合)	821 円/日	外泊をした場合、外泊初日と最終日を除いて、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、基本料金に代えて左記の金額となる。(ただし月6日まで)
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	462 円/回	入所前30日入所後7日以内に居宅を訪問し、サービス計画書の作成を行うと加算される。
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	492 円/回	(Ⅰ)加えて、退所を目的とした施設サービス計画書作成と診療方針の決定において、生活機能の具体的な目標を定めて退所後の生活の支援計画を策定した場合に加算
	試行的退所時指導加算	410 円/回	退所時に入所者及び家族に退所後の療養上の指導を行った場合に加算。
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	513 円/回	居宅へ退所される入所者について入所者の同意を得て退所後の主治の医師に対し、診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に加算。
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	256 円/回	医療機関へ退所される入所者について入所者の同意を得て退所後の主治の医師に対し、診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に加算。
	入退所前連携加算Ⅰ	616 円/回	(Ⅱ)に加えて、入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合に加算。(入所時に1回)
	入退所前連携加算Ⅱ	410 円/回	居宅介護支援事業所と連携し退所後の居宅サービスの利用方針を定めた場合。(入所1人につき1回)
	退所時栄養情報連携加算	71 円/回	特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者の為の流動食、経管栄養の為の濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く))を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所先の医療機関等(居宅、他の介護保健施設含む)に対して、退所者の栄養管理に関する情報を提供する場合に加算
	退所看護指示加算	308 円/回	退所時に指定訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合に加算。
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	52 円/日	施設基準第五十五号イ(1)(六)在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であり、地域に貢献する活動を行っている際に加算(基本型算定時)
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	52 円/日	施設基準第五十五号イ(1)(六)在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上であり、地域に貢献する活動を行っている際に加算(強化型算定時)
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	102 円/月	Ⅱの要件に加え、見守り機器等を複数導入し職員間の適切な役割分担を行い、業務改善の取組データの提供を行う事で加算。
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円/月	利用者様の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、必要な安全対策の上で生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的にを行い、見守機器等を1つで導入し、業務改善の取組データの提供を行う事で加算。
	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	245 円/回	肺炎・带状疱疹・尿路感染症・蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の症状に対し治療等を行った場合に一月に1回連続10日を限度として加算。
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	492 円/回	
	協力医療機関連携加算	102 円/月	協力医療機関(榛名荘病院)との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していることで加算。
	緊急時治療管理加算	531 円/日	入所の病状が著しく変化した場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月1回、3日を限度に加算。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が80%以上の場合。又は勤続年数が10年以上の介護福祉士が35%以上のいずれかに該当した場合に加算。
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上でサービスを提供する場合に加算。
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円/日	看護・介護職員の総数のうち常勤職員が占める割合が75%以上でサービスを提供する場合、介護福祉士が50%以上、勤続年数7年以上の職員が30%以上のいずれかに該当する場合に加算。

	夜勤職員配置加算	24 円／日	夜勤に当たる職員が厚生労働大臣の定める基準人数を満たしている場合に加算。
	リハマネジメント計画情報加算(Ⅰ)	54 円／月	医師や理学療法士等が共同しリハビリテーション計画書を作成・説明し厚生労働省に計画内容を提出し情報を活用しており、栄養マネジメント強化加算及び口腔衛生管理加算(Ⅱ)を算定している場合に加算
	リハマネジメント計画情報加算(Ⅱ)	33 円／月	医師や理学療法士等が共同しリハビリテーション計画書を作成・説明し厚生労働省に計画内容を提出し情報を活用している場合に加算
	短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	264 円／日	退院、退所から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であってかつ原則として1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに評価結果を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合に加算。
	短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	205 円／日	退院、退所から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に加算。
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	246 円／日	(1)リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること (2)リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること (3)入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること 上記(1)～(3)を充たす事で加算
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	123 円／日	上記加算(1)及び(2)に該当することで加算
	認知症ケア加算	78 円／日	認知症専門棟に入所した場合に加算。
	認知症行動緊急対応加算	205 円／日	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所が必要な場合に7日を限度に加算。
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 円／日	施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。かつ認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を一定数以上で配置している。又技術的指導にかかる会議を定期に開催する場合加算
区分	加算名称	利用料金	内 容
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 円／日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準を満たし、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施し、かつ施設における介護職員、看護職員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し実施すると加算する。
	若年性認知症入所者受入加算	123 円／日	若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを提供した場合に加算。
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	143 円／回	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に入所者の居宅を訪問し、以下を行った場合に加算 【入所前の主治医と連携して薬剤を評価、調整した場合】 ①医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講すること ②入所後1月以内に状況に応じて入所者の処方内容を変更する可能性があることについて事前に主治医との合意を得る事 ③入所前に当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と主治医が共同し、入所中に処方内容を総合的評価及び調整し、かつ療養上必要な指導を行うこと ④入所中に入所者の処方内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い変更後の入所者の状態等について多職種確認を行う事 ⑤入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯、入所者の変更後の状態等について退所時又は退所後1月以内に主治医に情報提供を行い、診療録への記載を行うこと
	かかりつき医連携薬剤調整加算Ⅰロ	71 円／回	【施設において薬剤を評価、調整した場合】 ・上記イの要件①、④、⑤に掲げる基準のいずれにも適合 ・入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ療養上必要な指導を行うことで加算
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	246 円／日	(Ⅰ)を算定し、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	102 円／日	(Ⅰ)と(Ⅱ)を算定し、6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を老健の医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、老健医師が、入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少した場合に算定
	排泄支援加算Ⅰ	10 円／月	排泄障害のため、排泄に介護を要する入所者に対し、他職種が協働して支援計画を作成、支援し結果を少なくとも3月に1回厚生労働省に提出し当該情報を活用した場合に算定。
	排泄支援加算Ⅱ	15 円／月	(Ⅰ)に加えて入所時と比較して ・排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がない ・又はおむつ使用から使用なしに改善している場合 ・又は尿道カテーテル留置から抜去された場合に加算

利用者ごとに設定される利用料	排泄支援加算Ⅲ	20 円／月	(Ⅰ)に加えて入所時と比較して ・排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がない ・又は尿道カテーテル留置から抜去された事 ・かつおむつ使用から使用なしに改善している場合に加算
	口腔衛生管理加算Ⅰ	92 円／月	歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されている、口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用する場合に算定
	口腔衛生管理加算Ⅱ	112 円／月	(Ⅰ)に加えて口腔にかかる計画の内容・情報を厚生労働省に提出し、実施にあたり当該情報を活用している場合に加算
	栄養マネジメント強化加算	112 円／日	医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同で入所者の摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、週3回以上食事の観察を行い、定期的に評価、見直しを行うことで加算。又、厚生労働省に必要な情報を提出活用している場合に加算
	再入所時栄養連携加算	205 円／回	厚生労働大臣が定める特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者の為の流動食、経管栄養の為の濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く))を必要とする方が再入所(入所者が医療機関に入院し、退院後再入所)となった場合に加算
	経口移行加算	28 円／日	経管により食事を摂取する利用者を経口摂取に移行するため、医師の指示に基づき計画を策定し計画書に則り支援を行った場合に180日を限度とし加算。加えて、経口摂取している者であっても著しい摂食機能障害が認められ、特別な管理を行った場合にも加算。(栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定不可)
	経口維持加算(Ⅰ)	410 円／月	医師の指示に基づき特に摂食機能障害を有し誤嚥が認められる利用者に対し経口維持計画を作成し当該計画の従い、管理栄養士が栄養管理を行った場合に加算。(栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定不可)
	経口維持加算(Ⅱ)	102 円／月	当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(Ⅰ)において食事の観察及び会議等に、医師(施設長除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて加算(経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は加算不可)
	療養食加算	6 円／1食	医師の指示等に基づき療養食を提供した場合に加算。(経口移行加算又は経口維持加算との併算定可)
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 円／月	入所時に褥瘡の有無の確認、発生リスクについて評価を行い施設職員が共同して定期的な評価・計画作成を行い情報を厚生労働省に提出・活用した場合に加算する。
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 円／月	(Ⅰ)に加えて評価の結果、入所時に褥瘡が有った入所者が治癒した場合、又は褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合に加算する。
	ターミナルケア加算(31～45日)	73 円／日	別に厚生労働大臣が定める基準に従いターミナルケアを行った場合に、死亡日以前31日以上45日以下までについて加算する。
	ターミナルケア加算(4～30日)	164 円／日	別に厚生労働大臣が定める基準に従いターミナルケアを行った場合に、死亡日以前4日以上30日以下までについて加算する。
	ターミナルケア加算(2～3日)	934 円／日	別に厚生労働大臣が定める基準に従いターミナルケアを行った場合に、死亡日の前日及び前々日について加算する。
	ターミナルケア加算(死亡日)	1,951 円／日	別に厚生労働大臣が定める基準に従いターミナルケアを行った場合に、死亡日について加算する。
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	41 円／月	入所者ごとの心身の状況等の情報を少なくとも3月に1回厚生労働省に提出・活用した場合に加算
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	61 円／月	(Ⅰ)に加えて服薬・疾病の状況等の情報を提出・活用した場合に加算
区分	加算名称	利用料金	内 容
	自立支援促進加算	308 円／月	医師が入所者ごとに定期的に自立支援に係る支援計画等の策定等に参加。3か月ごとに入所者の支援計画に従ったケアを実施している。又、少なくとも3月に1回厚生労働省に結果や情報を提出・活用している場合に加算
	安全管理対策体制加算	20 円／回	外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置した場合、入所時に1回に限り加算
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 円／月	・新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関(協定締結医療機関)との対応を行う体制を確保していること ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること 上記対応を行った場合に加算する。

利用者ごとに設定される利用料

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 円／月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に加算する。
新興感染症等施設療養費	246 円／回	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者等に対し適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として加算する。※2024年4月時点において指定されている感染症はない
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	154 円／回	(1)施設における入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上 (2)認知症の行動、心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動、心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員からなる認知症行動、心理症状に対応するチームを組んでいる (3)対象者に対し、個別に認知症の行動、心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動、心理症状の予防等に資するチームケアを実施 (4)認知症の行動、心理症状の予防等に資する認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動、心理症状の有無及び程度についての定期的に評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施 (1)～(4)の条件を満たす事で加算
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	123 円／回	・上記加算(1)(3)及び(4)を満たすこと ・認知症の行動、心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員からなる認知症の行動、心理症状に対応するチームを組んでいる。
認知症・心理症状緊急対応加算	205 円／日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所する事が適当であると判断した者に対し、入所した日から起算して7日を限度に加算。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	介護保険請求単位数の1000分の90	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)ロ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	介護保険請求単位数の1000分の97	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	介護保険請求単位数の1000分の86	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)ロ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	介護保険請求単位数の1000分の93	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護保険請求単位数の1000分の69	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イロ(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	介護保険請求単位数の1000分の59	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)は算定しない。)

4. ご利用者負担料金 その他雑費の部 【ご利用者の申出により利用されることで加算される料金】

受付窓口へお申込み下さい。使用届出書を提出頂いたうえで、ご利用開始となります。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込み表示されています) 単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内 容
申出によりかかる料金	ストマ用補装具	実費 円／袋	ストマ補装具を提供する場合料金がかかります
	クリーニング料	816 円／袋	1袋の洗濯物の量は58cm×60cmの袋を使用して、いくらかの余裕を持って入れた量の料金となります。
	家電持込電気代		
	☆ラジオ	10 円／日	施設のコンセントをご利用者が、個人の目的で使用した場合に料金がかかります。
	☆ラジオカセット	10 円／日	〃
	☆電気アンカ	50 円／日	〃
	☆電気毛布	100 円／日	〃
	☆パソコン	100 円／日	〃
	☆テレビ	100 円／日	〃
	☆パソコンレンタル料	4,500 円／月	受付窓口へお申込み下さい。 コンセント使用料も込みの料金です。
	☆テレビレンタル料	1,000 円／枚	受付窓口へお申込み下さい。施設内に設置されているテレビカード発行機に現金を投入してテレビカードのご購入をお願いします。
	☆エンゼルセット	21,000 円／1セット	死亡時の処置の材料費
	☆浴衣	3,150 円/枚	死亡時

5. 診断書料等の料金

求めに応じ、各種診断書及び証明書の発行をした場合にかかります。 状況により作成が不可能な書類もございます。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込表示されています) 単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内 容
か申出に料金がかかります	☆一般診断書	2,160 円／通	診断書が必要としている、検査項目の検査を実施することにより、この表記金額に追加料金を加算しなければならないことがあります。
	☆療養証明書	2,160 円／通	
	☆入苑証明書	2,160 円／通	
	☆おむつ証明書	2,160 円／通	
	☆死亡診断書	5,400 円／通	生命保険・簡易保険等の死亡診断書等も同様
	☆死亡診断追加	3,240 円／通	
	☆死体検案書	10,800 円／通	
	☆簡易保険診断書	5,400 円／通	
	☆証明書料	2,160 円／通	

6. キャンセル料

該当者	料金の種類	利用料金	内 容
キャンセル料を請求する方	キャンセル料	施設サービス費の基本料金(1日分)の1割負担相当分+該当する居住費、食費、日用品費、教養娯楽費	利用当日にキャンセルした場合は、キャンセル料をご請求させていただきます。 該当する居住費(多床室)食費、日用品費、教養娯楽費とは、利用予定であった該当費用の事をいう。

あけぼの苑 利用料金表（令和8年6月1日～）
介護老人保健施設へ短期入所療養介護（ショートステイ）を利用する場合

1介護短期入所療養介護サービス費【基本の部 1割負担(2割負担の方は×2 3割負担の方は×3)】(1)

*ローマ数字は介護保険法規上の数字に基づいて表記しております。

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1,027円を掛けた料金となります。 単位：円

該当者	介護度	部屋区分	① 基本型料金(i・iii)	② 在宅強化型料金(ii・iv)	備 考
基本料金	要介護1	個室	773 円／日	841 円／日	
		多床室	852 円／日	926 円／日	
	要介護2	個室	822 円／日	917 円／日	
		多床室	903 円／日	1,005 円／日	
	要介護3	個室	887 円／日	983 円／日	
		多床室	969 円／日	1,072 円／日	
	要介護4	個室	942 円／日	1,044 円／日	
		多床室	1,023 円／日	1,131 円／日	
	要介護5	個室	997 円／日	1,102 円／日	
		多床室	1,080 円／日	1,192 円／日	
特定介護老人保健施設短期療養介護費		3～4時間	681 円／日		
		4～6時間	952 円／日		
		6～8時間	1,330 円／日		

2.ご利用者負担料金【基本の部 居住費・食事・雑費】

該当者	段階	部屋区分	利用料金	内 容
居住費				
介護保険負担限度額認定書提示して頂いた方	第1段階	個室	550 円／日	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金を受けておられる方(預貯金が単身1000万以下、夫婦で2000万以下)
		多床室	0 円／日	
	第2段階	個室	550 円／日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で、かつ課税年金収入額と合計所得年金が80万円以下の方(預貯金が単身650万以下、夫婦で1650万以下)
		多床室	430 円／日	
	第3段階①	個室	1,370 円／日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で、かつ課税年金収入額と合計所得年金が80万円以上120万円以下の方(預貯金が単身550万以下、夫婦で1550万以下)
		多床室	430 円／日	
	第3段階②	個室	1,370 円／日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で、かつ課税年金収入額と合計所得年金が120万円以上の方(預貯金が単身500万以下、夫婦で1500万以下)
		多床室	430 円／日	
非該当者	第4段階	個室	1,740 円／日	第1段階・第2段階・第3段階以外の方
		多床室	478 円／日	

食食材料費			
食事 書 を 担 額 提 示 し て 頂 い 認 め た 方	第1段階	300 円／日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ
	第2段階	600 円／日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ
	第3段階①	1,000 円／日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ
	第3段階②	1,300 円／日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ
第4 段階 の方	朝食	502 円／食	食事材料費用、調理費用額。 1食単位の設定となります。 経管栄養の材料費も同じ扱い。
	昼食	610 円／食	
	夕食	608 円／食	
の対 方象	嚥下困難者用 食材費	57 円／食	経管栄養者に対する経口摂取練習用の食材費
の希 方望	嗜好品費	実費 円／食	希望により間食用の嗜好品を提供した場合
食事管理費			
持養総 参食管 方をしを栄 た 方	朝食	200 円／食	利用者が食事(経管栄養食等)を持ち込んだ場合は、食事管理の料 金がかかります。
	昼食	250 円／食	
	夕食	270 円／食	
雑費			
な出の不 方が中要 方	日用品費	174 円／日	石鹸・シャンプー・ティッシュ・口腔衛生材料(入歯保管ケースを除く)・共用タ クラブ活動費・材料費・行事開催費
	教養娯楽費	100 円／日	

3.介護短期入所療養サービス費【加算の部 1割負担(2割負担の方は×2 3割負担の方は×3)】 (利用者ごとにサービス提供が設定され、実行された際の料金です)

基準条件のもとサービスが提供された場合に、加算される料金を以下に示します。 単位:円
介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1.027円を掛けた料金となります。

区分	加算名称	利用料金	内 容
利用 者 ご と に 設 定 さ れ る 利 用 料	送迎加算(片道)	188 円／回	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所(施設)と の間の送迎を行った場合、片道につき左記金額を加算。
	認知症ケア加算	78 円／日	認知症専門棟に入所した場合に加算
	緊急時治療管理 加算	531 円／日	入所の病状が著しく変化した場合、緊急的な治療管理としての投薬、 検査、注射、処置等を行った場合、月1回、3日を限度に加算。
	サービス提供体制強 化加算(Ⅰ)	22 円／日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が70%以上の場合。又は勤 続年数が10年以上の介護福祉士が35%以上のいずれかに該当した場合に 加算。
	サービス提供体制強 化加算(Ⅱ)	18 円／日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上でサービスを提供 する場合に加算。
	サービス提供体制強 化加算(Ⅲ)	6 円／日	看護・介護職員の総数のうち常勤職員が占める割合が75%以上でサービス を提供する場合、介護福祉士が50%以上、勤続年数7年以上の職員が 30%以上のいずれかに該当する場合に加算。
	夜勤職員配置加算	24 円／日	夜勤に当たる職員が定める基準人数を満たしている場合に加算。
	個別リハビリテーショ ン実施加算	246 円／回	医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して 策定した個別リハ計画に基づき、個別リハビリテーションを提供した場合 に加算。
	若年性認知症入所者 受入加算	123 円／日	若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを提供した場合 に加算。(認知症緊急対応加算との同時加算不可)
	認知症行動緊急対 応加算	205 円／日	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であ り、緊急に短期入所が必要な場合に7日を限度に加算。
	療養食加算	8 円／1食	医師の指示せんに基づき療養食を提供した場合に加算。
	口腔連携強化加算	51 円／回	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び 介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合に月1回を限度として 加算する。
	緊急短期入所受入 加算	92 円／日	ももとのサービス計画には無かったが、何らかの事由により緊急に短 期入所を利用した場合に加算する。(7日を原則としてやむを得ない事 情がある場合には14日以内の算定を行う。)

	重度療養管理	123 円／日	別に厚生労働大臣が定める状態にある者に対して計画的な医学的管理を継続して行った場合に加算する。
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 円／日	施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。かつ認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を一定数以上で配置している。又技術的指導にかかる会議を定期に開催する場合加算
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 円／日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準を満たし、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施し、かつ施設における介護職員、看護職員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し実施すると加算する。
	在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	52 円／日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の評価項目を一定数満たし、かつリハビリテーションマネジメント、退所時指導、地域貢献活動、充実したリハ等を提供していると加算。(基本型料金のみ)
	在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	52 円／日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の評価項目を一定数満たし、かつリハビリテーションマネジメント、退所時指導、地域貢献活動、充実したリハ等を提供していると加算。(在宅強化型料金のみ)
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	102 円/月	Ⅱの要件に加え、見守り機器等を複数導入し職員間の適切な役割分担を行い、業務改善の取組データの提供を行う事で加算。
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円/月	利用者様の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、必要な安全対策の上で生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的にを行い、見守り機器等を1つ以上導入し、業務改善の取組データの提供を行う事で加算。
区分	加算名称	利用料金	内 容
利用者ごとに設定される利用料	重度療養管理	123 円／日	別に厚生労働大臣が定める状態にある者に対して計画的な医学的管理を継続して行った場合に加算する。
	総合医学管理加算	282 円／日	治療管理を目的とし、短期入所を行った場合に10日を限度として加算する。
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	介護保険請求単位数の1000分の90	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)ロ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	介護保険請求単位数の1000分の97	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	介護保険請求単位数の1000分の86	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	介護保険請求単位数の1000分の93	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護保険請求単位数の1000分の69	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イロ(Ⅳ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	介護保険請求単位数の1000分の59	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)は算定しない。)

4. ご利用者負担料金 その他雑費の部

【ご利用者の申出により利用されることで加算される料金】

受付窓口へお申込み下さい。使用届出書を提出頂いたうえで、ご利用開始となります。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込み表示されています)

単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内 容
申出によりかかる料金	ストマ用補装具	実費 円／袋	ストマ補装具を提供する場合料金がかかります
	クリーニング料	816 円／袋	1袋の洗濯物の量は58cm×60cmの袋を使用しての料金となります。
	家電持込電気代		
	☆ラジオ	10 円／日	施設のコンセントをご利用者が、個人の目的で使用した場合に料金が
	☆ラジオカセット	10 円／日	〃
	☆電気アンカ	50 円／日	〃
	☆電気毛布	100 円／日	〃
	☆パソコン	100 円／日	〃
	☆テレビ	100 円／日	〃
	☆パソコンレンタル料	4,500 円／月	受付窓口へお申込み下さい。コンセント使用料も込みの料金です。
	☆テレビレンタル料	1,000 円／枚	受付窓口へお申込み下さい。
	☆エンゼルセット	21,000 円／1セット	死亡時の処置の材料費
	☆浴衣	3,150 円/枚	死亡時

5. 診断書料等の料金

求めに応じ、各種診断書及び証明書の発行をした場合にかかります。 状況により作成が不可能な書類もございます。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込み表示されています)

単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内 容
甲 出 に よ り か か る 料 金	☆一般診断書	2,160 円/通	診断書が必要としている、検査項目の検査を実施することにより、この表記金額に追加料金を加算しなければならないことがあります。
	☆老人ホーム入居診断書	5,400 円/通	
	☆療養証明書	2,160 円/通	
	☆入苑証明書	2,160 円/通	
	☆おむつ証明書	2,160 円/通	
	☆死亡診断書	5,400 円/通	生命保険・簡易保険等の死亡診断書等も同様
	☆死亡診断追加	3,240 円/通	
	☆死体検案書	10,800 円/通	
	☆簡易保険診断書	5,400 円/通	
	☆証明書料	2,160 円/通	

6. キャンセル料

該当者	料金の種類	利用料金	内 容
ルキ入 しヤ苑 たン当 方セ日	キャンセル料	施設サービス費の基本料金(1日分)の1割負担相当分+該当する居住費、食費、日用品費、教養娯楽費	利用当日にキャンセルした場合は、キャンセル料をご請求させていただきます。 該当する居住費(多床室)食費、日用品費、教養娯楽費とは、利用予定であった該当費用の事をいう。

介護老人保健施設 あけぼの苑 介護予防短期入所療養介護 料金表

(令和8年6月1日～) 変更後 運営規程 別紙第2

1.介護予防短期入所療養介護サービス費【基本の部 1割負担(2割負担の方は×2 3割負担の方は×3)】

*ローマ数字は介護保険法規上の数字に基づいて表記しております。

単位:円

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1,027円を掛けた料金となります。

該当者	介護度	部屋区分	① 従来型料金(i・iii)	② 在宅強化型料金(ii・iv)	備 考
基 本 型	要支援1	個室	594 円/日	649 円/日	
		多床室	629 円/日	690 円/日	
	要支援2	個室	745 円/日	799 円/日	
		多床室	794 円/日	856 円/日	

2.利用者負担料金【基本の部 居住費・食事・雑費】

該当者	段階	部屋区分	利用料金	内 容
居住費				
介護 保険 負担 限度 額 認 定 書 を 提 示 し て 頂 い た 方	第1段階	個室	490 円／日	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金を受けておられる方（預貯金が単身1000万以下、夫婦で2000万以下）
		多床室	0 円／日	
	第2段階	個室	490 円／日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で、かつ課税年金収入額と合計所得年金が80万円以下の方（預貯金が単身650万以下、夫婦で1650万以下）
		多床室	370 円／日	
	第3段階 ①	個室	1,310 円／日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で、かつ課税年金収入額と合計所得年金が80万円以上120万円以下の方（預貯金が単身550万以下、夫婦で1550万以下）
		多床室	370 円／日	
	第3段階 ②	個室	1,310 円／日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で、かつ課税年金収入額と合計所得年金が120万円以上の方（預貯金が単身500万以下、夫婦で1500万以下）
		多床室	370 円／日	
の 非 上 記 当 方	第4段階	個室	1,673 円／日	第1段階・第2段階・第3段階以外の方
		多床室	378 円／日	
食事材料費				
認定 書 を 提 示 し て 頂 い た 方	第1段階		300 円／日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ
	第2段階		600 円／日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ
	第3段階①		1,000 円／日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ
	第3段階②		1,300 円／日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ
非 該 上 記 当 方	朝食		502 円／食	食事材料費用、調理費用額。 1食単位の設定となります。 経管栄養も同じ扱い。
	昼食		610 円／食	
	夕食		608 円／食	
の 対 方 象	嚥下困難者用 食材費		57 円／食	経管栄養者に対する経口摂取練習用の食材費
の 希 望	嗜好品費		実費 円／食	希望により間食用の嗜好品を提供した場合

食事管理費			
を 経 管 方 参 事 し 養 食	朝食	200 円／食	利用者が食事(経管栄養食等)を持ち込んだ場合は、食事管理の料金ががかかります。
	昼食	250 円／食	
	夕食	270 円／食	
雑費			
が 不 要 の 申 出 方 な い	日用品費	174 円／日	石鹸・シャンプー・トイレティッシュ・口腔衛生材料(入歯保管ケースを除く)・共用タオル・
	教養娯楽費	100 円／日	クラブ活動費・材料費・行事費

3. 介護予防短期入所療養サービス費【加算の部 1割負担(2割負担の方は×2 3割負担の方は×3)】 (利用者ごとにサービス提供が設定される料金です)

基準条件のもとサービスが提供された場合に、加算される料金を以下に示します。 単位:円

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1.027円を掛けた料金となります。

区分	加算名称	利用料金	内 容
各 利 用 者 ご と に 設 定 さ れ る 利 用 料	送迎加算(片道)	188 円／回	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所(施設)との間の送迎を行った場合、片道につき左記金額を加算。
	夜勤職員配置加算	24 円／日	夜勤に当たる職員が厚生労働大臣の定める基準人数を満たしている場合に加算。
	緊急時治療管理費	524 円／日	入所の病状が著しく変化した場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月1回、3日を限度に加算。
	個別リハビリテーション実施加算	246 円／回	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に加算。
	認知症緊急対応加算	205 円／日	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所が必要な場合に7日を限度に加算(若年性認知症入所者受入加算との併用算定不可)。
	若年性認知症入所者受入加算	123 円／日	若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを提供した場合に加算(認知症緊急対応加算との併用算定不可)。
	療養食加算	8 円／食	医師の指示等に基づき療養食を提供した場合に加算。
	在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	52 円／日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の評価項目を一定数満たし、かつリハビリテーションマネジメント、退所時指導、地域貢献活動、充実したリハ等を提供していると加算。(基本型料金のみ)
	在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	52 円／日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の評価項目を一定数満たし、かつリハビリテーションマネジメント、退所時指導、地域貢献活動、充実したリハ等を提供していると加算。(在宅強化型料金のみ)
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	102 円／月	Ⅱの要件に加え、見守り機器等を複数導入し職員間の適切な役割分担を行い、業務改善の取組データの提供を行う事で加算。
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円／月	利用者様の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、必要な安全対策の上で生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的にを行い、見守り機器等を1つで導入し、業務改善の取組データの提供を行う事で加算。
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 円／日	施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。かつ認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を一定数以上で配置している。又技術的指導にかかる会議を定期に開催する場合加算
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 円／日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準を満たし、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施し、かつ施設における介護職員、看護職員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し実施する場合に加算。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円／日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が70%以上の場合。又は勤続年数が10年以上の介護福祉士が35%以上のいずれかに該当した場合に加算。
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円／日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上でサービスを提供する場合に加算。
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円／日	看護・介護職員の総数のうち常勤職員が占める割合が75%以上でサービスを提供する場合、介護福祉士が50%以上、勤続年数7年以上の職員が30%以上のいずれかに該当する場合に加算。
	総合医学管理加算	282 円／日	治療管理を目的とし、短期入所を行った場合に10日を限度として加算する。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	介護保険請求単位数の1000分の90	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)ロ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	介護保険請求単位数の1000分の97	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	介護保険請求単位数の1000分の86	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)ロ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	介護保険請求単位数の1000分の93	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護保険請求単位数の1000分の69	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イロ(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	介護保険請求単位数の1000分の59	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)は算定しない。)

【ご利用者の申出により利用されることで加算される料金】

4. ご利用者負担料金 その他雑費の部

受付窓口へお申込み下さい。使用届出書を提出頂いたうえで、ご利用開始となります。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込み表示されています)

単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内 容
申出によりかかる料金	ストマ用補装具	実費 円／袋	ストマ補装具を提供する場合料金がかかります
	クリーニング料	816 円／袋	1袋の洗濯物の量は58cm×60cmの袋を使用して、いらかの余裕を持って入れた量の料金となります。
	家電持込電気代		
	☆ラジオ	10 円／日	施設のコンセントをご利用者が、個人の目的で使用した場合に料金がかかります。
	☆ラジオカセット	10 円／日	〃
	☆電気アンカ	50 円／日	〃
	☆電気毛布	100 円／日	〃
	☆パソコン	100 円／日	〃
	☆テレビ	100 円／日	〃
	☆パソコンレンタル料	4,500 円／月	受付窓口へお申込み下さい。 コンセント使用料も込みの料金です。
	☆テレビレンタル料	1,000 円／枚	受付窓口へお申込み下さい。施設内に設置されている発行機に現金を投入してカードのご購入をお願いします。
	☆エンゼルセット	21,000 円／1セット	死亡時の処置の材料費
	☆浴衣	3,150 円/枚	死亡時にご利用いただくものになります。

5. 診断書料等の料金

求めに応じ、各種診断書及び証明書の発行をした場合にかかります。

6. キャンセル料

該当者	料金の種類	利用料金	内 容
入 セ 苑 当 し 日 た キ ヤ ン	キャンセル料	施設サービス費の基本料金(1日分)の1割負担相当分+該当する居住費、食費、日用品費、教養娯楽費	利用当日にキャンセルした場合は、キャンセル料をご請求させていただきます。 該当する居住費(多床室)食費、日用品費、教養娯楽費とは、利用予定であった該当費用の事をいう。

介護老人保健施設 あけぼの苑 通所リハビリテーションを利用する場合

* カッコ内の数字は介護保険法規上の数字に基づいて表記しております 料金表別紙3

1.介護老人保健施設通所リハビリテーションサービス費【基本の部 1割負担(2割負担の方は2、3割負担の方は3を乗する。)(12)

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1.033円を掛けた料金となります。 単位:円

区分	提供時間	料 金	内 容
基本 料 金	1時間以上2時間未満		
	要介護1	381 円／日	サービス提供時間は1時間以上2時間未満
	要介護2	411 円／日	
	要介護3	443 円／日	
	要介護4	473 円／日	
	要介護5	507 円／日	
	2時間以上3時間未満		
	要介護1	395 円／日	サービス提供時間は2時間以上3時間未満
	要介護2	453 円／日	
	要介護3	514 円／日	
	要介護4	573 円／日	
	要介護5	632 円／日	
	3時間以上4時間未満		
	要介護1	502 円／日	サービス提供時間は3時間以上4時間未満
	要介護2	583 円／日	
	要介護3	664 円／日	
	要介護4	767 円／日	
	要介護5	869 円／日	
	4時間以上5時間未満		
	要介護1	571 円／日	サービス提供時間は4時間以上6時間未満
	要介護2	663 円／日	
	要介護3	754 円／日	
	要介護4	871 円／日	
	要介護5	988 円／日	
	5時間以上6時間未満		
	要介護1	642 円／日	サービス提供時間は6時間以上8時間未満
	要介護2	762 円／日	
	要介護3	880 円／日	
	要介護4	1,019 円／日	
	要介護5	1,156 円／日	
6時間以上7時間未満			
要介護1	738 円／日	サービス提供時間は6時間以上8時間未満	
要介護2	878 円／日		
要介護3	1,013 円／日		
要介護4	1,174 円／日		
要介護5	1,332 円／日		
7時間以上8時間未満			
要介護1	787 円／日	サービス提供時間は6時間以上8時間未満	
要介護2	932 円／日		
要介護3	1,080 円／日		
要介護4	1,255 円／日		
要介護5	1,424 円／日		

2.ご利用者負担料金【基本の部 食事・雑費】

単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内 容
食事材料費			
の希 方望	朝食	502 円／食	サービス提供時間外の朝食。 経管栄養も同じ。
利 用	昼食	610 円／食	サービス提供時間内の昼食。 経管栄養も同じ。
の希 方望	夕食	608 円／食	サービス提供時間外の朝食。 経管栄養も同じ。
の対 方象	嚥下困難者用 食材費	57 円／食	経管栄養者に対する経口摂取練習用の食材費
の希 方望	嗜好品費	実費 円／食	希望により間食用の嗜好品を提供した場合
食事管理費			
等 経 管 を 持 参 養 し 食 方	朝食	200 円／食	利用者が食事(経管栄養食等)を持ち込んだ場合は、食事管理の料 金がかかります。
	昼食	250 円／食	
	夕食	270 円／食	
雑費			
な出の いが申	教養娯楽費	100 円／日	クラブ活動費・材料費・行事開催費

1～2時間利用の短時間通所リハビリをご利用される方は以下の費用がかかります

な出の いが申	日用品費	50 円／日	共用タオル・ティッシュ・コップ等の飲用費用・お手拭き
------------	------	--------	----------------------------

3.通所リハビリテーションサービス費【加算の部 1割負担(2割負担の方は×2、3割負担の方は×3)】

(利用者ごとにサービス提供が設定される料金です)

基準条件のもとサービスが提供された場合に、加算される料金を以下に示します。 単位:円

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1,033円を掛けた料金となります。

区分	加算名称	利用料金	内 容
各利用者ごとに設定される利用料	入浴介助加算(Ⅰ)	41 円／日	入浴中に介護者の観察を含む介助を行った場合加算。
	入浴介助加算(Ⅱ)	61 円／日	・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が医師との連携を下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、入浴計画に基づいて、利用者の居宅の状況に近い環境に入浴介助を行う事。
	リハビリテーションマネジメント加算イ	円／月 578 ※利用開始月から6月以内	・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同してリハビリテーション実施計画を策定し、当該利用者に関しての情報を共有。 ・医師が利用者又は家族に対して計画の説明、同意を得る。 ・同意をした日から起算し、1月以内に当該利用者の居宅を訪問し、診療・運動機能検査・作業能力検査等を行い、利用開始6月以内は1月につき1回以上、6月以降を越えた場合は3月に1回以上リハビリテーション会議を催し、利用者の状態に応じた計画の見直しを行うこと ・計画の変更があった際に、居宅サービス事業者と居宅訪問し、居宅サービス従事者に対し、介護の工夫、留意点を助言又は訪問により家族に対し、介護の工夫、留意点助言を行う。 ・医師のリハビリテーション会議への出席についてはテレビ電話等を使用可。リハビリテーション会議については計画作成に関与したハビリスタッフが説明をし、同意を得る
		円／月 247 ※利用開始月から6月以降	
	リハビリテーションマネジメント加算ロ	円／月 612 ※利用開始月から6月以内	リハビリテーションマネジメント加算(A)イの要件の他に ・国が推奨しているデータ収集システム(VISIT)を用いて厚生労働省へ表を提出。データを入力する事で統計データから個々に合致する身体機能に対しての助言などを受けられます。
		円／月 282 ※利用開始月から6月以降	
	リハビリテーションマネジメント加算ハ	円／月 819 ※利用開始月から6月以内	リハビリテーションマネジメント加算(A)イの要件の他に ・医師がリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うことで加算。
		円／月 488 ※利用開始月から6月以降	
	リハビリテーションマネジメント加算	278 円／月	事業所の医師が利用者、家族に説明し同意を得た場合に上記に加え加算。
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	113 円／回	個別リハビリテーション計画を作成し医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士が集中的にリハビリテーションを行い、リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合、利用開始日より起算して3月以内に限り算定可(認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算との併用算定不可)
	認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	247 円／日	認知症であると医師が判断した者に対し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が退院(所)日、又は通所開始時から3月以内に集中的なリハビリテーションを行い、1週に2日を限度として加算(短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算との併用算定不可)。
	認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	1983 円／月	1月に4回以上生活機能の向上に資するリハビリテーションの実施を行い、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定している場合(短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算との併用算定不可)。
	若年性認知症受入加算	61 円／日	若年性認知症利用者に対し通所リハビリテーションを行った場合に加算。
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	円／月 1570 利用開始月から6月以内の期間に実施	ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てた生活行為向上リハビリテーションの計画を策定、計画に基づき提供を行った場合に期間に応じて加算。

	理学療法士等体制強化加算		30 円／日	1時間以上2時間未満の利用に対し規定以上の理学療法士等を配置し適切なリハビリテーションを実施する体制になっている場合に加算する。
各利用者ごとに設定される利用料	リハビリテーション提供体制加算	3～4時間未満	12 円／日	2人以上のリハビリ職員が配置されている場合に加算。
		4～5時間未満	16 円／日	
		5～6時間未満	20 円／日	
		6～7時間未満	24 円／日	
		7時間以上	28 円／日	
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		円／回 20 ※6月に1回を限度	利用開始時及び6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者のえいよう状態にかかわる情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算。
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		円／回 5 ※6月に1回を限度	利用開始時及び6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者のえいよう状態にかかわる情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算。
	栄養アセスメント加算		51 円／月	利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者またはその家族に対してその結果を説明する。また、その栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している事で加算。
	栄養改善加算		206 円／回	低栄養状態にある利用者、又はそのおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善等を目的とした栄養改善サービスを提供する場合に3月以内に月に2回を限度とし加算。
	口腔機能向上加算(Ⅰ)		154 円／回	口腔機能が低下している利用者、又はそのおそれのある利用者に対して口腔機能の向上を目的とした口腔機能向上サービスを行った場合に3月以内に月に2回を限度とし加算。
	口腔機能向上加算(Ⅱ)イ		160 円／回	口腔機能が低下している利用者、又はそのおそれのある利用者に対して口腔機能の向上を目的とした口腔機能向上サービスを行った場合に3月以内に月に2回を限度とし加算。
	口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ		165 円／回	口腔機能が低下している利用者、又はそのおそれのある利用者に対して口腔機能の向上を目的とした口腔機能向上サービスを行った場合に3月以内に月に2回を限度とし加算。
	科学的介護推進体制加算		41 円／月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に対する情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直しをする事で加算。
	重度療養管理加算		103 円／日	別に厚生労働大臣が定める状態にある者に対して計画的な医学的管理を継続して行った場合に加算する。
	移行支援加算		12 円／日	通所リハビリテーションの利用によりADL・IADLが向上し、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合に加算。
	中重度者ケア体制加算		20 円／日	規定人員配置に加え、看護職員又は介護職員を1人以上多く配置している場合、評価として加算(過去3ヶ月間、要介護度3以上の利用者割合が100分の30以上であること)。
	7から8時間を超えた時間における日常生活の世話		51 円／日	7時間から8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活のお世話を提供した場合、9時間未満の場合に加算
103 円／日			7時間から8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活のお世話を提供した場合、9時間以上10時間未満の場合に加算。	
154 円／日			7時間から8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活のお世話を提供した場合、10時間以上11時間未満の場合に加算。	
206 円／日			7時間から8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活のお世話を提供した場合、11時間以上12時間未満の場合に加算。	
258 円／日			7時間から8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活のお世話を提供した場合、12時間以上13時間未満の場合に加算。	
309 円／日			7時間から8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活のお世話を提供した場合、13時間以上14時間未満の場合に加算。	

区分	加算名称	利用料金	内 容
利用者ごとに設定される利用料	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上でサービスを提供する場合に加算。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅱ)(Ⅲ)は算定しない。)
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が40%以上でサービスを提供する場合に加算。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅲ)は算定しない。)
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円/日	直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続3年以上の職員が占める割合が30%以上でサービスを提供する場合に加算。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅱ)は算定しない。)
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	介護保険請求単位数の1000分の103	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)ロ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	介護保険請求単位数の1000分の111	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	介護保険請求単位数の1000分の100	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)ロ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	介護保険請求単位数の1000分の108	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護保険請求単位数の1000分の83	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イロ(Ⅳ)は算定しない。)
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護保険請求単位数の1000分の70	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)は算定しない。)

4. ご利用者負担料金 その他雑費の部

【ご利用者の申出により利用されることで加算される料金】

職員へお申込み下さい。使用届出書を提出頂いたうえで、ご利用開始となります。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込み表示されています)

単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内 容
申出によりかかる料金	おむつ代		
	尿とりパット	30 円/枚	パットは尿の吸収をおもな目的で使用。他のオムツとの併用で、費用を節約。
	長時間安心パット	55 円/枚	上記のパットより、吸収量が多い。
	夜1枚安心パット	60 円/枚	吸収量が一段と多い
	フラット	50 円/枚	比較的大きな平らな長方形の、おむつ
	Sサイズ・Mサイズ おむつ	110 円/枚	テープ止め 一般型おむつ
	Lサイズおむつ	120 円/枚	テープ止め 一般型おむつ
	すっきりパンツM～Lサイズ	140 円/枚	パンツと同じ形状の紙おむつ
	すっきりパンツL～LLサイズ	160 円/枚	パンツと同じ形状の紙おむつ
	ストマ用補装具	実費 円/袋	ストマ補装具を提供する場合料金がかかります
申出によりかかる料金	基本時間外施設利用料		
	要介護1	1,350 円/時間	6時間以上8時間未満の通所リハサービスの前後に2時間を超えて日常生活のお世話を提供した時の1時間あたりの料金
	要介護2	1,500 円/時間	
	要介護3	1,650 円/時間	
	要介護4	1,800 円/時間	
	要介護5	1,950 円/時間	
	☆エンゼルセット	21,000 円/セット	死亡時の処置の材料費
	☆浴衣	3,150 円/枚	死亡時

5. 診断書料等の料金

求めに応じ、各種診断書及び証明書の発行をした場合にかかります。
状況により作成が不可能な書類もございます。
必要の際は職員へお申し付けください。

介護老人保健施設 あけぼの苑 介護予防通所リハビリテーションを利用する場合

1.介護予防通所リハビリテーション介護費【基本の部 1割負担(2割負担の方は2、3割負担の方は3を乗する。)】(12)
介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1.033円を掛けた料金となります。

区分	介護度	料 金	内 容
料基 金本	要支援1	2,343 円／月	
	要支援2	4,367 円／月	

2.ご利用者負担料金【基本の部 食事・雑費】

該当者	料金の種類	利用料金	内 容
食事材料費			
の希 方望	朝食	502 円／食	サービス提供時間外の朝食。経管栄養材料費も同じ。
利時 用	昼食	610 円／食	サービス提供時間内の昼食。経管栄養材料費も同じ。
の希 方望	夕食	608 円／食	サービス提供時間外の朝食。経管栄養材料費も同じ。
の対 対象	嚥下困難者用 食材費	55 円／食	経管栄養者に対する経口摂取練習用の食材費
の希 方望	嗜好品費	実費 円／食	希望により間食用の嗜好品を提供した場合
食事管理費			
しを養給 た持食管 方参等栄	朝食	200 円／食	利用者が食事(経管栄養食等)を持ち込んだ場合は、食事管理の料 金がかかります。
	昼食	250 円／食	
	夕食	270 円／食	
雑費			
な出の いが申	教養娯楽費	100 円／日	クラブ活動費・材料費・行事開催費

1～2時間利用の短時間通所リハビリをご利用される方は以下の費用がかかります

な出の いが申	日用品費	50 円／日	共用タオル・ティッシュ・コップ等の飲用費用・お手拭き
------------	------	--------	----------------------------

3.介護予防通所リハビリテーション介護費【加算の部 1割負担(2割負担の方は×2、3割負担の方は×3)】
(利用者ごとにサービス提供が設定されされる料金です)

基準条件のもとサービスが提供された場合に、加算される料金を以下に示します。
介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1.033円を掛けた料金となります。

区分	加算名称	利用料金	内 容
利 用 者 ご と に 設 定 さ れ る 利 用 料	退所時共同指導加算	619 円/回	病院等に入院している利用者が退院するに当たり、通所リハ事業所の 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カン ファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後、初回の通所リハを 行った場合に加算する。
	栄養アセスメント加算	51 円／月	管理栄養士と介護職員等が共同して栄養アセスメントを行った場合に 加算。
	口腔機能向上加算 (Ⅰ)	154 円／月	口腔機能の低下している、又はそのおそれのある利用者に対し、個別 的に口腔清掃の指導もしくは実施、又は摂食・嚥下機能に関する訓練 の指導もしくは実施し利用者の心身の状態の維持又は向上に資する サービスを行った場合に加算。
	口腔機能向上加算 (Ⅱ)	165 円／月	口腔機能の低下している、又はそのおそれのある利用者に対し、個別 的に口腔清掃の指導もしくは実施、又は摂食・嚥下機能に関する訓練 の指導もしくは実施し利用者の心身の状態の維持又は向上に資する サービスを行った場合に加算。
区分	加算名称	利用料金	内 容
	栄養改善加算	206 円／月	低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、個別的に栄養 食事相談等の栄養管理を行い利用者の心身の状態の維持又は向上 に資するサービスを行った場合に加算。
	口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅰ)	円／回 20 ※6月に1回を 限度	利用開始時及び6ヶ月ごとに口腔の健康状態または栄養状態について 確認を行い、利用者の栄養状態にかかわる情報(医師・歯科医師・管 理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有 した場合に加算。
	口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅱ)	円／回 5 ※6月に1回を 限度	利用開始時及び6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者 のえいよう状態にかかわる情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相 談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算。

科学的介護推進体制加算	41 円／月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に対する情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直しをする事で加算。
一体的サービス提供加算	495 円／月	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施している事。利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けている事。すべての条件を満たす場合に加算。
若年性認知症利用者受入加算	247 円／月	若年性認知症利用者に対して介護予防通所リハビリテーションを行った場合に加算。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	580 円／月 利用開始月から3月以内の期間に実施	ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てた生活行為向上リハビリテーションの計画を策定、計画に基づき提供を行った場合に期間に応じて加算。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援1	90 円／月	要支援1の方を対象 介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上でサービスを提供する場合に加算。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)口、(Ⅱ)は算定しない。)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援2	181 円／月	要支援2の方を対象 上記に同じ
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1	74 円／月	要支援1の方を対象 介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が40%以上でサービスを提供する場合に加算。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅱ)は算定しない。)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援2	148 円／月	要支援2の方を対象 上記に同じ
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援1	24 円／月	要支援1の方を対象 直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続3年以上の職員が占める割合が30%以上でサービスを提供する場合に加算。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)は算定しない。)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援2	49 円／月	要支援2の方を対象 上記に同じ
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	介護保険請求単位数の1000分の103	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)口(Ⅱ)イ口(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	介護保険請求単位数の1000分の111	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イ(Ⅱ)イ口(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	介護保険請求単位数の1000分の100	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)ロ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	介護保険請求単位数の1000分の108	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イ(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護保険請求単位数の1000分の83	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イロ(Ⅳ)は算定しない。)
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護保険請求単位数の1000分の70	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)イロ(Ⅱ)イロ(Ⅲ)は算定しない。)

4. ご利用者負担料金 その他雑費の部

【ご利用者の申出により利用されることで加算される料金】

職員へお申込み下さい。使用届出書を提出頂いたうえで、ご利用開始となります。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込み表示)

該当者	料金の種類	利用料金	内 容
申出によりかかる料金	おむつ代		
	尿とりパット	30 円／枚	パットは尿の吸収をおもな目的で使用。他のオムツとの併用で、費用を節約
	長時間安心パット	55 円／枚	上記のパットより、吸収量が多い。
	夜1枚安心パット	60 円／枚	吸収量が一段と多い
	マジックテープ付尿とりパット	75 円／枚	パットは尿の吸収をおもな目的で使用。マジックテープにより脱落を防ぐ他のオムツとの併用で、費用を節約
	フラット	50 円／枚	比較的大きな平らな長方形の、おむつ
	Sサイズ・Mサイズおむつ	110 円／枚	テープ止め 一般型おむつ
	Lサイズおむつ	120 円／枚	テープ止め 一般型おむつ
	すっきりパンツ M～Lサイズ	140 円／枚	パンツと同じ形状の紙おむつ
	すっきりパンツ L～LLサイズ	160 円／枚	パンツと同じ形状の紙おむつ
	ストマ用補装具	実費 円／袋	ストマ補装具を提供する場合料金がかかります
	基本時間外施設利用料		
	要支援	810 円／時間	営業時間外(8時間以上サービスを利用した場合)の料金設定。

介護老人保健施設 あけぼの苑 介護訪問リハビリテーションを利用する場合

1.介護訪問リハビリテーション介護費【基本の部 1割負担(2割負担の方は2、3割負担の方は3を乗する。)】(Ⅰ2)

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1.033円を掛けた料金となります。

【要介護1～5の方】表1 月単位数の合計×10.33の1割または2割または3割 *1

種類	単位数	負担額
訪問リハビリテーション日(1回:20分)	308/回	318円/回
サービス提供体制加算(1回:20分)	6/回	6円/回
短期集中個別リハビリテーション実施加算(退院・退所から3ヶ月以内)*2	200/日	206円/回
リハビリテーションマネジメント加算 イ *3	180/月	185円/回
リハビリテーションマネジメント加算 ロ *4	213/月	220円/回
事業所の医師が利用者または家族に説明し、同意を得た場合*5	270/月	278円/回
口腔連携強化加算 *6	50/月	51円/月
移行支援加算 *7	17/日	17円×利用日数
事業所の医師がリハビリ計画書に係る診察を行わなかった場合 *8	-50/回	-51円/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(開始から3ヶ月以内) *9	240/日	247円/日
介護職員等処遇改善加算	介護保険請求単位数の1000分の15	

介護老人保健施設 あけぼの苑 介護予防訪問リハビリテーションを利用する場合

1.介護予防訪問リハビリテーション介護費【基本の部 1割負担(2割負担の方は2、3割負担の方は3を乗する。)】(12)
介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金を1.033円を掛けた料金となります。

【要支援1、2の方】表2 月単位数の合計×10.33の1割または2割または3割 *1

種類	単位数	負担額
訪問リハビリテーション日(1回:20分)	298/回	307円/回
サービス提供体制加算(1回:20分)	6/回	6円/回
短期集中個別リハビリテーション実施加算(退院・退所から3ヶ月以内)*2	200/日	206円/回
利用開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合*10	-30/回	-31円/回
事業所の医師が利用者または家族に説明し、同意を得た場合*5	270/月	278円/回
口腔連携強化加算 *6	50/月	51円/月
移行支援加算 *7	17/日	17円×利用日数
事業所の医師がリハビリ計画書に係る診察を行わなかった場合 *8	-50/回	-51円/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(開始から3ヶ月以内) *8	240/日	247円/日
介護職員等処遇改善加算	介護保険請求単位数の1000分の15	

*1 高崎市は地域区分が「6級地」のため、単位数に10.33円を乗じた金額が料金となります。月額料金では四捨五入処理の関係で多少の差異が生じることがありますのでご了承ください。
*2 退院・退所日または認定日から起算して3月以内の場合でかつ2日/週以上40分/日以上。リハビリテーションマネジメント加算を算定していること。
*3 1)訪問リハ計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

2)訪問リハスタッフが、介護支援専門員を通じて指定訪問介護事業その他の指定居宅サービス事業所スタッフに対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等を伝達していること。
3)3ヶ月に1度リハビリテーション会議開催し、利用者の状況などを構成員と共有すること。
4)介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行う事。

5)リハビリテーション計画について、計画書作成に関与したリハビリ職種が説明し同意を得るとともに、医師へ報告すること。

*4 *3に加えて

利用者毎のリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。

*5 *3 1)～4)に加えて

リハビリテーション計画について、医師が説明・同意を得ること

*6 訪問リハスタッフが口の中の健康状態を評価し、利用者の同意を得た上で歯科医療機関及びケアマネジャーに対し、評価結果を報告した場合に算定。

*7 評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること。またリハビリテーション終了者が指定通所介護の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。

*8 但し、入院中にリハビリを受けていた利用者が、入院中の医師の情報提供のもと、新しく訪問リハビリを開始した場合は、退院後1月に限り退院直後の診療未実施減算は免除となる。

*9 認知症であると医師が判断し、リハビリによって生活の改善が見込まれると判断された方が訪問リハビリ開始から3ヶ月以内の期間に、リハビリを集中的に行った場合に算定する。

*10 但し、3ヶ月ごとのリハビリ会議を実施し、その情報を厚生労働書へ提出した場合は免除となる。

③その他の負担金

※主治医が訪問リハビリ情報提供書を発行した時(1回/3ヶ月):250円

15.その他

3ヶ月に1度、訪問リハビリテーションの為のあけぼの苑への定期外来受診またはオンライン診察受診をすることとする。

16.福祉サービス第三者評価事業実施の有無
実施しておりません

以上

(重要事項説明書)

別紙1 R8.6.15版

榛名荘 介護老人保健施設 施設サービスのご案内

1. 事業者の概要

法人名称 一般財団法人 榛名荘
代表者 一般財団法人 榛名荘 理事長 笛木 敬介
住所 群馬県高崎市中室田町 5989
電話番号 027-374-1135 (榛名荘代表番号)

介護老人保健施設の運営方針は

あけぼの苑（以下、当苑）は、明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただき、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他の必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用の方の能力に応じた日常生活が出来るように支援し、家族の方と喜びあふれる生活が出来るよう、サービス機能の最大限をつくし、地域の皆様にご満足いただける運営をめざしております。

(1) サービス提供機関の名称

施設名	介護老人保健施設 あけぼの苑	
	あけぼの苑	
707-名称	東棟・西棟・通所リハ・訪問リハ	
所在地	群馬県高崎市中室田町2258-1	
電話	027-384-8612 (代表)	
ファックス	027-340-5011	
事業所番号	1052180013	
管理者	岡野 孝雄	
施設長	岡野 孝雄	
利用定員	通所リハビリテーション 40名・20名（短時間） 計60名 入苑 100名（東棟50・西棟50） 訪問リハビリテーション～	
4人部屋	東 棟 11室	西 棟 11室
個室	個室2室 二人部屋2室	個室6室
個室料金	別紙3料金表参照	
主な設備	機能訓練室・食堂・談話室・浴室（一般浴・特殊浴）・通所リハビリ専用ルーム・リハビリ機器完備・介護教室・園芸用地・介護用品展示	

(2) 施設の事業内容

1. 介護老人保健施設
2. 指定短期入所療養介護
3. 指定介護予防短期入所療養介護事業
4. 指定通所リハビリテーション
5. 指定介護予防通所リハビリテーション
6. 指定訪問リハビリテーション

(3) 職員の体制

職 種	サビ 入内 容	あけぼの苑 東棟 ・ 西棟	あけぼの苑 通所リハ・訪問リハ
医 師	施設長 医学的管理	1名	
看護職	看 護 健康管理	入所 10名以上	通所 1名以上
介護職	生活介護	入所 24名以上	通所 10名以上
リハビリ 職	機能・	入所 理学療法士 3名以上	通所 理学療法士 3名以上
	生活訓練	作業療法士 1名以上	作業療法士 1名以上
		言語聴覚士 1名以上	言語聴覚士 1名以上
			訪問 理学療法士 2名以上 作業療法士 1名以上 言語聴覚士 1名以上
薬剤師	薬剤管理	1名	
管 理 栄養士	栄養管理 食事指導	2名	
口腔衛生士	口腔衛生	2名	
支援相談員	相談業務	社会福祉士 1名 社会福祉主事 2名 介護支援専門員 2名	
介護支援 専門員	ケアプラン 相談	2名	
事務職員	受 付 請求事務	2名（専任） 5名（兼務）	

これらの各職種が、1人のご利用者方に対して目標を立て、職種ごとに多角的に支援をする事で、生活の自立と質の確保が図れるように、介護計画を立案しております。
リハビリテーションについては強化体制の人員配置となっております。

(4) 通所リハビリの事業実施地域、営業日及び営業時間

事業実施地域：旧榛名町、旧倉渕村

営業日：月曜～土曜（祝祭日及び12月30日～1月3日までを除く。）

営業時間：8時30分～17時30分

※短時間通所リハビリテーションの営業時間は・8時30分～12時30分
・13時30分～16時30分

(5) 利用料等の額

別紙3（料金表）のとおりです。

(6) 事故発生時の対応

①当苑では事故発生時の対応のシステムについて、あけぼの苑リスク管理委員会で対応マニュアルを定めるものとします。

②利用者に対する施設サービス等の提供について、事故が発生した場合は、直ちに管理者の責任において必要な処置をとるとともに、利用者の家族に連絡します。

③事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。事故に至らない出来事（インシデント）についても同様とします。

④施設サービス等の提供により、当苑の責めに帰すべき事由によって利用者が被害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行います。

また、利用者の責めに帰すべき事由によってあけぼの苑が被害を被った場合は、利用者はその損害の賠償を求められることがあります。

（７）身体拘束ゼロの方針

① 苑は身体拘束適正化委員会を立ち上げ、定期的な内部・外部研修を実施・虐待防止の観点からグレーケア（不明瞭なケア）に置いて適正なケアについて定期的な検討し良質なサービス提供に努めます。

② 利用者の身体的な拘束や利用者の行動を制限する行為の実施ゼロを目指します。

ただし緊急、やむを得ず身体拘束をする場合は、利用者に拘束する理由、拘束する時間、拘束の態様を説明し同意を得るものとします。緊急で、あらかじめ同意を得られないただし緊急、やむを得ず身体拘束をする場合は、利用者に拘束する理由、拘束する時間、拘束の態様を説明し同意を得るものとします。緊急で、あらかじめ同意を得られない時には拘束後、すぐに同意を得ます。

（８）高齢者虐待防止の取り組み

① あけぼの苑では高齢者虐待防止の取り組みについて、あけぼの苑虐待防止委員会で対応マニュアルを定めるものとします。

② あけぼの苑では高齢者虐待防止に向けた職員研修を実施しています。

③ あけぼの苑では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているかいないかに関わらず速やかに市町村に通報します。

（９）個人情報の保護の体制

① 「個人情報保護方針」・「個人情報管理規程」・「個人情報の取り扱い規程」を定めこれの基づき、情報を収集・利用・管理しております。

② 個人情報についてのお知らせを各棟玄関掲示板に掲示しておりますのでご覧になり疑問点がありましたら申出てください。

③ 電話等によりご利用の有無について問い合わせがあった場合、回答を望まない場合はお申出ください。

④ 施設内に入室するにあたりましては、「ご来苑者記録」用紙に記載し来苑者タッグを掲示して頂くことになります。

* 個人情報の詳細につきましては、「個人情報の取り扱いについて」（別紙４）玄関掲示板をご覧ください。

（９）要望及び苦情処理の体制

① 当苑は、提供した施設サービス等に関し利用者又はその家族からの要望および苦情があった時は、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明します。

② 要望及び苦情の受付窓口は関田、白石、矢野支援相談員とし、対応責任者は伊能事務長代行、小林帥長、緑川通所管理担当とします。苦情の処理のシステムは、あけぼの苑リスク管理委員会で定めております。

受付時間は月～金の８時３０分～１７時００分、土曜日は８時３０分～１２時００分と致します。日曜、祝日、１２月３０日～１月３日はサービス休止にて対応します。

連絡先：（代）０２７－３８４－８６１２

③ 利用者又は家族の要望及び苦情ハラスメントの訴えを受け付けるため、東棟・西棟それぞれの正面玄関窓口に「ご意見箱」を設置します。

④ ハラスメント対策について

（１）当苑は職場におけるハラスメント行為の防止に取組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。このような行為を防止することは、ご利用者の皆さまに、より良いサービスを継続して利用していただけることにもつながります。

（２）利用者およびその家族が当苑の職員に対して行う、身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）・精神的暴力（尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）・セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）については、事実確認のうえ、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

ハラスメントについては、別紙「介護現場でのハラスメントについて」を参照願います。

苦情受付責任者（支援相談員： 関田、白石、矢野）電話：０２７－３８４－８６１２

④ 外部への苦情窓口連絡先

・群馬県国民健康保険団体連合会

介護保険課 苦情処理相談窓口

電話：027-290-1323

・群馬県庁

健康福祉部 介護高齢課

電話：027-226-2561

・高崎市役所

長寿社会課

電話：027-321-1248

・安中市役所

介護高齢課

電話：027-382-1111

・高齢者あんしんセンター

本庁長寿社会課

電話：027-321-1319

はるな

電話：027-395-6580

新生会

電話：027-395-8080

八幡

電話：027-381-5367

豊岡

電話：027-381-5387

高風園

電話：027-325-3578

ことり

電話：027-362-1896

ようざん なみえ

電話：027-388-9143

さとの花

電話：027-321-2000

森の小径

電話：027-344-4439

たかさき社協

電話：027-370-8847

高崎市以外にご住所がある方は、各市町村の介護保険の窓口が苦情受付窓口になっています。

(10) 食事の提供について

ご利用者様のご希望に応じて、食事提供時間及び食事の場所を選択出来ます。詳しくは職員にお申し出下さい。

(11) 非常災害対策

みなさまの安全を確保するため、非常事態対策に取り組んでおります。

- ・防災設備 火災報知器・消火器・消火栓・緊急通報装置を設置しております
- ・防災訓練 年2回実施 ご利用されている方も参加しております。
- ・消火訓練 職員が消火器・消火栓を使用しての消火訓練を実施しております。
- ・通報訓練 年2回実施
- ・業務継続に向けた取組

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、早期の業務再開を図る計画を策定し、従業員に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しております。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っております。

別紙2（サービスの内容） 2. サービスの内容

10の基本サービスをご用意して提供しております。

- ☆ 施設サービス計画の立案
生活に張りを持っていただき、自立生活の支援を行うため、お一人お一人について職員一同がサービス計画を検討作成し、実行しております。
- ☆ 食事の提供
旬の食材を、ご希望にあわせて食べやすく加工して、食前まで保温保冷を行い、適切な時間に提供しております。個別の栄養計画を立案しご提供致しております。
朝食 7時45分～8時25分
昼食 11時45分～12時25分
夕食 18時00分～18時40分
* 家庭での食事内容・献立方法について疑問点がありましたらお気軽に職員に申出てください。管理栄養士がアドバイスいたします。
- ☆ 入浴サービス
週に2回 介護を要する人でも気持ちよく入浴ができます。(通所利用の方は申し出があれば入浴できます(要介護のみ))
寝たまま入れるお風呂と家庭用のお風呂等を用意して提供しております。
- ☆ 医学管理・看護サービス
医学管理のもと、介護・リハビリ・健康管理を行います。
- ☆ 介護サービス
個人の残存能力を引き出し、計画に沿った介護を行っております。
- ☆ 機能訓練
理学療法・作業療法、言語療法の指導により、生活動作の訓練を行います。
すべての苑内の生活活動は、リハビリテーション効果を期待して設定されているものです。
- ☆ 相談援助サービス
総合的な相談窓口として、ご利用ください。
本人の希望や、家族の方の考えを共有して、共に歩み考えていけたらと思います。お気軽にお声を掛け下さい。
- ☆ レクリエーションサービス
生活に幅とリズムをもたらせる事が出来るよう、1日の流れの中でレクリエーション計画が作成されます。
また、季節感を味わって頂けるよう、季節にあった行事を提供しております。
新年会・豆まき・花見・すいとん作り・七夕・買い物ツアー・ピクニック・演芸鑑賞・納涼祭・まんじゅう作り・敬老会・映画鑑賞・忘年会
- ☆ 介護保険の手続き代行
- ☆ 理美容サービス
協力理美容店が出張して施設内で実施しております。
必要の際は職員までお申し出下さい。
ご利用料金は協力理髪店に直接お支払い頂くことになりますので
申込時に料金を事前に職員へお渡し下さい。

3. 協 力 医 療 機 関 に つ い て

当苑では、協力医療機関を指定して、利用されている方の状態に応じ
すみやかに対応できる体制がとられております。

併設・協力医療機関

- | | | |
|-----------|---|--------------------|
| ・ 榛名荘病院 | 群馬県高崎市中室田町5989 | TEL027-374-1135（代） |
| 入院 | 183床 | |
| | 一般病床 72床（地域ケア病床 17床含む） | |
| | 療養病床 111床（回復期リハビリテーション病床55床 含む） | |
| 診療科目 | 内科／緩和ケア内科／糖尿病内科／内視鏡内科／呼吸器科／胃腸科
／循環器科／外科／整形外科／脳神経外科／リハビリテーション科／
放射線科／麻酔科／神経内科／皮膚科／泌尿器科 | |
| ・ 榛名荘病院歯科 | 群馬県高崎市中室田町5989 | TEL027-374-1135（代） |
| ・ はるな脳外科 | 群馬県高崎市上豊岡町827-1 | TEL027-343-2220 |
| 診療科目 | 脳神経外科・整形外科・リハビリテーション科 | |
| ・ 関越中央病院 | 群馬県高崎市北原町71 | TEL027-373-5115 |
| ・ 正田病院 | 群馬県安中市安中1-16-32 | TEL027-382-1123 |
| ・ 野口病院 | 群馬県高崎市請地町38 | TEL027-322-2288 |

4. ご 利 用 に あ た っ て の 注 意 事 項（入苑・通苑）

多くの方が同じ屋根のもとで時を過ごすことになります。みなさまがお互いにほんの少しの思いやりを
持って頂くことにより、ここでの生活を思いで深いもの、より心地よいものへと変えていくことと思ひ
ます。

○ 面 会 は（入苑時）

「ご来苑記録」用紙が玄関におかれております。用紙に記入し、東棟は受付窓口（土・日・祭日は受付窓口の投函
箱に投函）西棟はカウンターで職員にお渡しください。記入して頂いた方には、ご面会者とわかるように首から
カードを提げて頂きます。（東棟は土・日・祭日は、受付窓口にカードを設置しますので、それを下げてくださ
い）

セキュリティの強化のためご協力くださいますようお願いいたします。

面会時間 午前8時30分 ～ 午後19時30分

午後9時00分を過ぎますと玄関が閉まります。

利用されている方は何かについて不安になりますので、頻回に面会をお願いいたします。

○ ご都合がよいときには外出や外泊をお願いします（入苑時）

外泊・外出をご都合のつく限りお願いいたします。外出、外泊した結果、以前と比べ変化した点や問題になった点
を職員にお知らせ下さい。今後のケアプランに反映致します。

○ お酒・火気の持ち込み、敷地内での喫煙は禁止です。（入苑・通苑時）

みなさまの安全を守るため、苑内での火気（マッチ・ライター等）持ち込み及び苑内での喫煙を禁止しておりま
す。車内であっても敷地内での喫煙はご遠慮ください。

○ 食べ物の持ち込みはご遠慮下さい。（入苑・通苑時）

伝染性の食中毒の予防と窒息の危険回避のため、食べ物の持ち込みはご遠慮願います。

○ 家電を持ち込む際は届け出が必要です。（入苑時）

家電を持ち込み施設内のコンセントを使用する時は、『家電器具使用届け』用紙にご記入をお願い致します。
使用を取りやめるときは、『家電器具使用中止届け』をご記入下さい。料金については、別紙2.3「料金
表」を参照して下さい。

○ 持ち物にはお名前を（入苑・通苑時）

持ち込まれる全てのお荷物のわかりやすい場所に、フルネームで大きく名前をご記入下さい。

○ 洗濯物は（入苑時）

家族の方が持ち帰り洗濯して下さい。対応出来ない場合は当苑、委託のクリーニング店依頼いたします。多少お時
間がかかります事をご承知おきください。

料金については、別紙2「料金表」を参照して下さい。

○ **金銭・貴重品の管理は自己責任で（入苑・通苑時）**

貴重品の持ち込みは極力持参されないようお願い致します。
紛失の際には、当苑では一切責任を負えません。

○ **通所中の医療機関の受診について（通苑時）**

- ① 定期的な外来受診は、通所時間内においては受診できません。
② 職員の判断に基づく、緊急時の対応においてのみ外来受診できます。

○ **宗教活動は（入苑・通苑時）**

個人的に宗教を信仰する事は自由ですが、周りの人に迷惑をかけるような行為がないようお願い致します。

○ **ペットの持ち込みは（入苑・通苑時）**

ペットの持ち込みは、衛生上の問題が発生いたしますので禁止しております。

○ **他施設の紹介（入苑・通苑時）**

当苑で対応が困難な状態の場合や専門的な対応が必要な場合は、医療機関を紹介致します。

○ **その他（入苑・通苑時）**

当苑では、療養生活を快適におくって頂くために、営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動は禁止します。

○ **相談窓口（入苑・通苑時）**

当苑には相談の専門員として支援相談員と介護支援専門員が勤務しております。

お気軽にご相談下さい。（電話027-384-8612）

また、要望や苦情なども、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

○ **介護保険証と後期高齢者医療被保険者証（医療保険証と高齢受給者証）と健康手帳を月1回受付にご持参下さい。**

毎月、お支払いの時に保険証を受付事務にご提示下さい。（入苑・通苑時）

○ **利用料金の支払いについて（入苑・通苑・訪問）**

毎月10日に前月ひと月分の利用料が計算されます。

10日よりお支払いが出来ます。お支払いは20日までをお願い致します。期間内に窓口でのお支払いが困難な場合は、銀行振込みでお支払い下さいますようお願い申し上げます。

また、ご希望の方は、銀行引き落としも可能となっております。

お支払い期間： 毎月 10日から20日まで
月曜～金曜日の8時30分から17時30分。
土曜日 8時30分から12時30分。

場 所： あけぼの苑東棟 玄関正面 事務受付窓口

通苑・訪問利用の場合

： 毎月10日以降請求書を発行します。ご利用時にお支払ください。

○ **地域の行事の参加について**

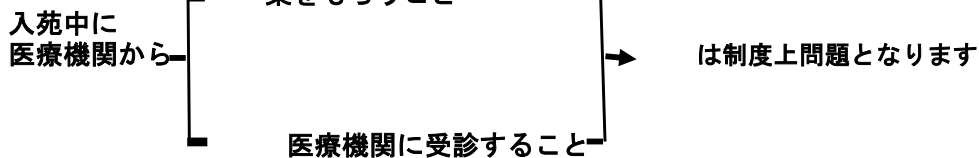
地域行事が開催される場合はお知らせください。苑として都合のつく場合は、ご利用者が参加出来るようご配慮いたします。ご家族の方もご協力お願いいたします。

○ **個人情報の取り扱いについて**

申込時にお配りした（別紙4）に基づいて行います。特段の配慮が必要な場合は、各師長か東棟事務室窓口までお申し出ください。

**入苑をご利用中の皆様は
以下の注意事項を必ずお守りください。**

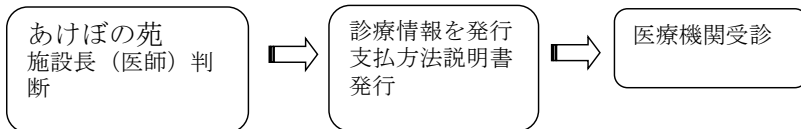
入苑利用中の医療機関受診・薬の処方について注意事項



その訳は

老人保健施設は医療系の介護保険施設です。日常的な医学管理は費用に包括されております。そのただし、日常的な医学的対応の範囲を越えるようなときは、あけぼの苑施設長（医師）が判断し医療機関に受診していただくことになります。（下の図のように手続きが必要です）

医療機関受診時の手続き



* この場合は、老人保健施設に現在入苑されている旨の内容を含んだ受診先医療機関の会計に宛てた説明書と、診療情報を受診先の医師に対して発行いたします。その情報を持っていくことが必要になります。

上記の手続きを取らずに医療機関に受診したり、薬を処方してもらうと、受診先の医療機関にも迷惑が及びますし、介護保険上問題が発生します。

医療受診の相談窓口は

「受診が必要なのでは？」とご家族様が判断した時は、必ず看護師長または支援相談員へ相談してくださいようお願いいたします。

あけぼの苑 施設設備 ・ その他のご案内

コミュニケーション

公衆電話 ……
切手・封筒 …… 東棟事務室に用意されております。実費がかかります。

談話コーナー

東棟に談話コーナーが用意されております。面会の際にお気軽にご利用ください。

ト イ レ

東棟ご面会者様用トイレは、サービスステーション脇の廊下にあります。
西棟については、玄関から入りすぐを左に曲がった事務所わきにございます。

お 買 物

必要物品については、榛名荘病院内に売店がございます。日常生活においての嗜好品の購入につきましても、ご利用者様の希望により榛名荘病院内の売店で買物を行うことがございます。ご了承おき下さい。

図書コーナー

ホールに図書コーナーを用意しております。 ご自由にご覧ください。

食 事

食事の選択メニュー・飲み物の選択メニューを実施しております。
時間や場所の選択も可能です。お申し出ください。

居室のテレビ（東

個人用の専用のテレビが必要な場合は、職員へお申出下さい。
テレビのカード販売機が玄関に設置されております。

セキュリティ

個人情報の保護の観点から、

1. ご来苑された方の目的を明確にするため、首に掛けるネームタグを用意しております。
来苑時は玄関にあります「ご来苑者記録」用紙に記載して頂き、受付窓口か職員にお渡しください。（東棟におきましては、受付窓口が閉まっている場合は、「ご来苑者記録」用紙を受付窓口のポストに投函し、窓口に置かれているネームタグを付けてくださいますようお願い申し上げます）ネームタグをお渡しいたしますので、首から提げていただきますようお願いいたします。お帰りの際はネームタグを職員にお返しく下さい。
2. 居室の入り口に氏名を掲示することを望まない方は、お申し出ください。
（ただし事故の防止、安全確保のためには掲示が望ましいです。）
2. サービスステーション（職員が事務をする場所）へ許可のない入室はご遠慮ください。